

【知的財産権部からのお知らせ】

1. 知財関連無料法律相談のご案内

中国ビジネスを展開する上で大きな障害となっているニセモノや特許権侵害問題、ノウハウ等の流出から現地での R&D 活動・技術ライセンス問題など、知的財産権問題を中心とした法律問題について日本語でご相談に応じます。

実施：ご相談に応じ、調整致します。(原則毎月2回、第2・第4水曜日、14:00~17:00の時間内にて原則1時間程度、先着順。)

場所：天達律師事務所内会議室

北京市朝陽区東三環北路8号 亮馬橋大厦写字楼2座19階

担当：天達律師事務所 張青華 弁護士

費用：無料

守秘義務：ご相談いただいた内容については、一切外部公表致しません。

相談をご希望の方は、必要事項を以下申込先までE-Mailにてお申し込みください。

<必要事項>

- ・相談希望日時
- ・相談内容(可能な範囲で詳細にご記入ください)
- ・相談者(企業名、氏名)
- ・相談者連絡先(電話、FAX、E-Mail)

<申込先>

中国日本商会 IPG 事務局 (JETRO 北京センター知識産権部、担当：高村、蔣)

E-Mail : post@jetro-pkip.org

2. 北京市地下鉄で知財啓発活動を展開

JETRO 北京センターでは、知的財産権普及啓発活動の一環として、1月1日から1月28日まで、地下鉄王府井駅C出口のエスカレーターに、知的財産権保護の重要性を訴えるポスター広告を展開致しました。

そのポスターに登場する可愛らしいパンダ達の2011年壁紙カレンダーが、当センターホームページから毎月ダウンロードいただけます。毎月25日以降、翌月のカレンダーをダウンロードできます。皆様、職場やご自宅で、どうぞ毎月ダウンロードしてご利用ください。

▽2011年カレンダーのダウンロードページ

<http://www.jetro-pkip.org/calendar/2011calendar.html>
=====

【最新ニュース・クリッピング】

○法律・法規等

1. 工商総局、独占禁止法の関連規定を發布（中国政府網 2011年1月7日）
2. 改正「専利行政法執行弁法」が公布、来月1日より施行（国家知識産権網 2011年1月13日）
3. 知財権刑事事件に係わる法適用意見、最高裁・最高検・公安部で共同發布（法制日報 2011年1月11日）
4. 天津市初の知的財産権法規、「専利促進保護条例」採択（国家知識産権網 2011年1月20日）
5. 犯罪未遂の処罰が明確化、商標権侵害（国家知識産権網 2011年1月15日）

○中央政府の動き

1. ネット上の模倣品を取締る特別行動、9部門が共同実施（商務部 2010年12月31日）
2. 工商総局、特別行動の次段階で外国商標と馳名商標に重点（新華網 2010年12月29日）
3. 税関総署、薬品、自動車部品らの模倣品が摘発重点（中国網 2011年1月10日）
4. 国家版權局 98%以上の企業のソフト正規版化完了（国家知識産権網 2011年1月5日）
5. 2012年をめどに商標登録の審査期間を10カ月に短縮、工商総局（国際金融報 2011年1月12日）
6. 審査官の評価に「星付け」制度導入、国家知識産権局（国家知識産権網 2011年1月11日）
7. 文化部 オンライン音楽市場の取締りを実施（新華網 2011年1月11日）
8. 商務部、外資系企業の知的財産権保護でシンポジウム開催へ（商務部公式サイト 2011年1月17日）

○地方政府の動き

1. 北京市、特許商用化の優良事例に助成金（国家知識産権網 2010年12月31日）
2. 山東省初の国家レベルの著作権取引センター、青島市に設立（中国網 2010年12月31日）
3. 広州市政府、知財分野の人材育成を急務に（国家知識産権網 2010年1月7日）
4. 江蘇省、全国で最も科学技術資源が集まる地域を目指す（科技日報 2011年1月24日）
5. 深セン PCT 国際出願では7年連続で全国トップ（中国新聞網 2011年1月20日）

○司法関連の動き

1. 珠海市で全国初の知的財産権専門の検察室設立（信息時報 2010年12月30日）
2. 最高裁 2010年知的財産権をめぐる民事事件が急増（法制日報 2011年1月7日）
3. 検察当局、知財関連犯罪の摘発強化（国家知識産権網 2011年1月12日）

○統計関連

1. 09年の科学普及経費 87億元超 前年比34%増（科技日報 2010年12月28日）

2. オンラインショッピング産業が急拡大、12年には7130億元規模に（新華社 2010年12月30日）
3. 中国の提案で制定された国際標準、昨年227件（科学時報 2011年1月7日）
4. 企業などによる内国出願件数が大幅増、2010年（国家知識産権網 2010年1月10日）
5. 特許などの審判事件、年間審決件数が初めて1万件の大台を突破（国家知識産権網 2011年1月19日）
6. 昨年の特許登録件数が13万5千件、内国はおよそ6割8万件（新華網 2011年1月12日）

○その他知財関連

1. 昆明市、小中学校76校で知的財産権授業を（国家知識産権網 2010年12月23日）
2. 「中国オンラインゲーム著作権保護連盟」が設立（科技日報 2011年1月10日）
3. 6産業協会が共同提唱、知財侵害の摘発強化を呼びかけ（中新社 2011年1月7日）
4. 中国の研究開発費、2011年に日本を抜き世界2位に？（人民網 2011年1月13日）
5. 中国の科学技術成果、産業化率は依然として低い（経済参考報 1月19日）

●ニュース本文

○法律・法規等

★★★2. 改正「専利行政法執行弁法」が公布、来月1日より施行★★★

去年9月に一般向け意見募集を行っていた、改正「専利行政法執行弁法」はこのほど、国家知識産権局により発布され、2月1日から施行されることとなった。新「弁法」は全51条からなり、特許などをめぐり紛争が起こった場合、当事者が専利（特許、実用新案、意匠を含む）管理当局に証拠の調査収集を要請することができるなどの内容が取り込まれている。

また、専利をめぐると紛争事件を受理してから4ヶ月以内、専利をめぐると詐称事件を1ヶ月以内という処理期間が管理当局に義務付けられている。

国家知識産権局の公式サイト、国家知識産権網（下記アドレス）で改正「専利行政法執行弁法」の全文をダウンロードすることができる。

http://www.sipo.gov.cn/sipo2008/zwgs/ling/201101/t20110112_563845.html

（国家知識産権網 2011年1月13日）

★★★4. 天津市初の知的財産権法規、「専利促進保護条例」採択★★★

天津市初の知的財産権法規、「天津市専利促進と保護条例」はこのほど、市の第15期人民代表大会第21回会議で採択された。条例によると、天津市と所轄の区、県は今後、専利（特許、実用新案、意匠を含む）活動を国民経済と社会発展計画に編入し、専利発展戦略を制定、実施し、専利事業の発展に必要な経費を確保する。

条例は天津市の実情を踏まえて、政府の職責、企業のイノベーション、専利保護、専利サービスの四つの面から専利の促進と保護の措置を定めている。市の各級の政府には、専利活動をそれぞれの社会発展計画に編入するほか、知的財産権戦略指導機構の設立や専利の促進と保護を支援する専門資金の拠出などが求められる。企業のイノベーション促進で

は、▽投資や担保、譲渡および許諾などの方式による権利の活用▽ハイテク企業、研究センター、重点実験室の認定に関する規定が取り込まれたほか、特に財政支援プロジェクトについて、研究成果はプロジェクトの担当者に所有されると規定するとともに、担当者にその専利権の活用と維持の責任があることが強調された。(国家知識産権網 2011年1月20日)

★★★5. 犯罪未遂の処罰が明確化、商標権侵害★★★

最高人民法院（最高裁）と最高人民検察院（最高検）、公安部がこのほど共同発布した「知的財産権侵害の刑事事件を扱う時の法適用の若干問題に関する意見」では、商標をめぐる侵害行為について、未販売商品でも一定の量に達するものであれば犯罪未遂として処罰するとの規定が取り込まれている。

現在の「商標法」では、侵害製品の販売について損失の賠償や刑事責任の追及などを規定してあるものの、未販売の在庫品は言及されていない。「刑法」にも商標をめぐる犯罪未遂の量刑基準がない。今回発布された「意見」は、他人の登録商標を詐称するもので在庫品が15万円を超えた場合、犯罪未遂として処罰されると明記し、販売されていない侵害品の責任追及を明確化した。

この規定の導入について、最高裁の熊選国副院長は国务院開催の記者会見で、「倉庫にある未販売の侵害製品をどうみるか、明確な規定はなかった」とし、現行法の不足を補うためと説明するうえ、「販売予定のものでも社会に重大な危害を及ぼす危険がある」との認識を示した。一方、立法作業に携わった法律専門家からも、未遂は既遂より危害が必ず小さいとは限らなく、法律上に同様に重視すべきだとの意見が出ている。(国家知識産権網 2011年1月15日)

○中央政府の動き

★★★4. 国家版權局 98%以上の企業のソフト正規版化完了★★★

国家版權局が3日明らかにしたところによると、国内におけるソフトウェアの正規版導入作業が重要な進展を遂げ、大型国有企業、外資系企業、民間企業では正規版化の取り組みが基本的に完了した。企業の正規版ソフト利用率が大幅に上昇し、1万1652社が正規版化を基本的に達成し、98%以上のコンピューターに正規版のオペレーションシステム(OS)ソフトが搭載されたという。

同局版權管理司の王自強司長の説明によると、昨年11月現在、全国の企業1万7952社が年度内の正規版ソフトの利用という段階的目標を達成し、1万1652社が検査に合格して正規版化を基本的に達成した。うち中央企業（中央政府直屬の国有企業）は129社の本社が、100社の二級企業が正規版化を達成した（うち28社は正規版利用率が100%に達し、72社は三類汎用ソフトの正規版化を基本的に達成）。工業情報化部によると、現在、コンピューターメーカーの正規版OSソフト採用率は98%を超えている。国有資産監督管理委員会（国資委）が2010年、集中的協議と集中的調達という方法によって購入した正規版ソフトの代金は6361万円で、市場販売価格を約5千万元下回った。地級市以上の銀行はすべてソフト正規版化を達成した。中国証券監督管理委員会（証監会）は上場企業に対し、年度報告の関連作業において正規版ソフトを増やすとともに、正規版ソフトをめぐる作業を一層重視するよう要求した。保険関連企業約240社は情報化通報メカニズムを設立し、正規版ソフトの使用状況およびソフトの正規版化推進作業の進展状況などに関する情報も同メカニズムに組み込んだ。(国家知識産権網 2011年1月5日)

★★★6. 審査官の評価に「星付け」制度導入、国家知識産権局★★★

国家知識産権局は優秀審査官の評価に星を付ける制度を導入した。このほど行われた2010年度の選定で、専利局と専利複審委員会（審判担当部署）から「星レベル審査官指導教官」61名と「星レベル審査官」208名が選出された。

星付けの優秀審査官の選定は国家知識産権局が人材の育成強化を目指し、2009年に発足し、去年にさらに整備した表彰制度。今年は2回目の選定で、それぞれ専利局からは「星レベル審査官指導教官」が35名、「星レベル審査官」が183名、複審委員会からは「星レベル審査官指導教官」が26名、「星レベル審査官」が25名選出されている。このうち、専利局では「二つ星審査官指導教官」が10名、「二つ星審査官」が20名、複審委員会では「二つ星審査官指導教官」が21名、「二つ星審査官」が3名となっている。いずれも仕事の勤勉さや、審査業務と研修業務における実績、業績が褒め称えられ当選したという。

（国家知識産権網 2011年1月11日）

○地方政府の動き

★★★1. 北京市、特許商用化の優良事例に助成金★★★

北京市知識産権局は12月15日、特許技術の商用化で優れた業績を収めた特許権者を表彰する初の表彰式典を開催した。国家知識産権局専利管理司の馬維野司長、北京市知識産権局の劉振剛局長が入選企業9社に総計462万3千円の助成金を渡した。

北京市では2010年に、知識産権局と財政局が共同で「北京市専利商用化促進弁法」を発布し、毎年、特許の商用化促進で優れた貢献をした北京市の権利者に助成金を提供することにしている。今年の第1回の選考で助成金を申請する23の事例から、9社による10の優良事例が入選した。このうち、大唐移動通信設備有限公司と中国医学科学院薬物研究所がそれぞれ最高賞の100万元、その他の7社8事例に計262万3千円の助成金が交付された。劉振剛局長が表彰式典の席上で、助成金は特許技術の実用化や許諾に携わる権利者の積極性を引き出せ、北京市の特許技術の流通促進に重要な役割を果たすものだとの認識を示した。（国家知識産権網 2010年12月31日）

★★★3. 広州市政府、知財分野の人材育成を急務に★★★

広州市がこのほど公布した「広州市中長期人材発展計画綱要（2010～2020年）」には、人材の育成を急ぐ必要な重点分野として知的財産権の管理と裁判が取り込まれている。

綱要によると、広州市は政府、企業、個人が共同で育成資金を負担する制度の確立と、産業協会や企業、教育研修機構の積極性を引き出せる人材育成システムの整備に取り組む方針を固めている。知的財産権の管理と裁判業務に携わる人材を含め、2015年までに重点産業や重点分野における深刻な人材不足を緩和し、2020年までに重点産業と重点分野における人材不足の問題をほぼ解決する目標が提示されている。（国家知識産権網 2010年1月7日）

○司法関連の動き

★★★3. 検察当局、知財関連犯罪の摘発強化★★★

全国の検察機関では知的財産権をめぐる犯罪の摘発強化に取り組んでおり、2008年から2010年11月までの間に、知的財産権侵害の疑いで容疑者6617人に対して逮捕状を出し、8123人について裁判所に公訴を提起した。国務院新聞弁公室が11日に行った記者会見で、最高人民検察院（最高検）の孫謙副檢察長が、10日に発布された「知的財産権侵害の刑事事件を扱う時の法適用の若干問題に関する意見」について紹介する際に明らかに

した。

知的財産権をめぐる犯罪で検察当局が毎年逮捕、起訴した容疑者の人数はここ数年、2000 から 3000 人程度を維持している。孫謙副検察長によると、2008 年から 2010 年 11 月までの間に、全国の検察機関が知的財産権侵害の疑いで容疑者 6617 人に対して逮捕状を出し、8123 人について裁判所に公訴を提起したほか、ニセモノ・劣悪製品の製造販売の疑いで容疑者 8296 人を逮捕し、9162 人を提訴した。また、公安当局の関連調査活動への監視・督促にも力を入れており、立件すべきだが立件されていなかった 75 事件について、公安当局に立件を求める司法建議を提出したという。

孫副検察長はまた、知的財産権をめぐる犯罪事件の扱いには高い専門性が求められるため、検察当局としては近年、この分野の専門人材の育成に特に重視してきたと説明した。
(国家知識産権網 2011 年 1 月 12 日)

○統計関連

★★★4. 企業などによる内国出願件数が大幅増、2010 年★★★

2006 年から 2010 年までの第十一期五カ年計画の期間中、国内の企業、研究機関などは知的財産権業務で目覚ましい成果を挙げた。2010 年 1～11 月、国内企業、研究機関などによる特許、実用新案、意匠の出願件数は 56 万件、出願件数全体に占める比率では 52.9%、5 年前の 2005 年よりおよそ 2 割向上した。国家知識産権局の甘紹寧副局長が 1 月 6 日、福建・アモイ市で行われた、企業などの知的財産権活動を討議、総括する会議の席上で明らかにした。

第十一期五カ年計画期間中に、国家知識産権局が関連当局と提携して企業の知的財産権業務の改善に力を入れ、▽活動環境のいっそう改善、▽活用能力の大幅な向上、▽人材管理の促進、▽公共サービス体制の整備——などで多くの成果を収め、当初の目標をほぼ実現した。現在では、国家レベルの知的財産権事業モデル・パイロット拠点は 1339 ヲ所、省・市レベルのパイロット企業は 1 万社を超えたという。企業による出願は質、件数ともに大きく成長し、多くの中小企業は初めての出願に成功し、「特許なし」の歴史にピリオドを打った。2010 年 1～11 月に国内企業、研究機関などによる出願件数は 56 万件、総出願件数に占める比率は 52.9%で、2005 年より 19.5%向上した。

今年からの第十二期五カ年計画の目標について、甘副局長は、国の知的財産権戦略と特許事業発展戦略の実施徹底を指摘する上、戦略新興産業に重点を置き、特許制度の活用促進を念頭に企業や研究機関の業務能力と核心競争力の全面的向上に努めるなどを挙げた。
(国家知識産権網 2010 年 1 月 10 日)

★★★5. 特許などの審判事件、年間審決件数が初めて 1 万件の大台を突破★★★

昨年に国家知識産権局の専利複審委員会（審判担当部署）では拒絶査定不服審判 8546 件、無効審判 1946 件、あわせて 1 万 492 件を審決し、2009 年より 18.5%増加し、年間の審決件数としてはじめて 1 万件の大台を突破した。

中国ではここ数年、無効審判の件数が年間 2200 件程度で安定的に推移しているのに対し、拒絶査定不服審判が専利出願の急増に伴い増加している。専利複審委員会の楊光副主任によると、2005 から 2007 年の間に同委員会の受理した拒絶査定不服審判は年間 3000 件前後だったが、2008 年には 4364 件、2009 年には 9195 件と大幅に増加したのに続いて、2010 年は前年よりさらに 33.48%増の 1 万 2369 件に達した。一方、無効審判の受理件数は 2010 年に 2411 件、前年より 6.8%増加している。

受理件数が増加する中、専利複審委員会は業務効率の改善に力を入れている。昨年は、

拒絶査定不服審判が14ヶ月以内、無効審判が7ヶ月以内と、審判周期をさらに短縮させることに成功した。

専利出願の活発化で今年も審判の受理件数が増加し、拒絶査定不服審判が20～30%、無効審判が5%増加する見通し。新たなチャレンジに直面する専利複審委員会では、『審判基準』の整備や審査部門との交流強化などの業務総合力を向上させる対策を講じるとともに、手続きの改善などにより効率を高め、無効審判周期をさらに短縮させる方針にしている。楊光副主任が明らかにした。(国家知識産権網 2011年1月19日)

○その他知財関連

★★★1. 昆明市、小中学校76校で知的財産権授業を★★★

雲南省の昆明市は義務教育段階における知的財産権の教育を着実に進めており、現在は小中学校76校で、知的財産権の授業が行われていることがわかった。昆明市知識産権局が12月22日、表彰式典を開催し、2008年以降、知的財産権の教育で目覚ましい成果を上げている学校を表彰した。

昆明市では2008年に小中学校に知的財産権の授業を導入するパイロット事業が始まり、知的財産権当局と教育管理当局が連携し、小中学校による知的財産権教育の普及を指導するとともに、財政の面で助成金や報奨金などで支援してきた。2009年に発足経費として6校にそれぞれ4000元、2010年にさらに8校にそれぞれ1万5000元を提供したのに続いて、2010年は優れた業績を収めた学校に対しそれぞれ8000から1万2000元の報奨金を与えた。

一方、昆明市知識産権局の夏世雲局長が、同市の知的財産権教育には依然に教師、経費が不足など多くの課題が存在していると指摘するとともに、2011年に教育経費の増加や報奨制度の整備にいっそう力を入れるという政府の方針を説明した。(国家知識産権網 2010年12月23日)

中国の知財関連情報全般、関係法規、本メールマガジンのバックナンバー等をご覧になりたい方は、ホームページにアクセスして下さい。

<http://www.jetro-pkip.org/>

本メールマガジンに対するご意見・ご質問・ご感想等がございましたら下記までご連絡下さい。

JETRO 北京センター知的財産権部

北京市建国門外大街甲26号長富宮弁公樓 7003 郵編 100022

TEL : +86-10-6528-2781, FAX : +86-10-6528-2782

E-mail : post@jetro-pkip.org

発行人 : JETRO 北京センター知的財産権部 部長 谷山 稔男

※国家知識産権網に掲載された記事を翻訳し本メールマガジンで送信することに関して、著作権者である国家知識産権局(SIPO)より許諾を得ております。

※本メールマガジンの新規配信・アドレス変更・停止につきましては、お手数ですが以下にアクセスして、ご自身でご登録頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

新規配信 <https://www.jetro.go.jp/mreg/subscribe?id=3590>

変更・停止 <http://www5.jetro.go.jp/mreg/menu>

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved